

アーバンスポーツツーリズムによる地域活性化事業企画運営業務に係る企画提案仕様書

1 業務名称

アーバンスポーツツーリズムによる地域活性化事業企画運営業務

2 業務目的

2025 大阪・関西万博の機会を捉え、誰もが楽しめ、エンターテインメント性の高いアーバンスポーツによるツーリズムを、デジタル技術の活用を取り入れながら実証的に展開し、将来的なインバウンドを含む内外の来訪者をひきつけ、スポーツの楽しさと活力にあふれた大阪の実現を図るものです。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託金額の上限額

63,030 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※本事業を履行するすべての経費を含む。イベント（アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪並びにプレイイベント）の会場費（警備・清掃関係の費用含む）として、16,000 千円（税込）を計上しており、会場費を含めた 63,030 千円により、本事業の企画運営を行うこと。

5 業務内容及び企画提案を求める内容

アーバンスポーツツーリズムによる地域活性化事業として以下の企画運営業務を行う。

なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議・調整すること。

（1）事業全体の企画運営

業務全体を通じ、万博に向けたスポーツツーリズムの実証的な展開による地域活性化の取組みとして、（2）以降に示している、誰もが楽しめ、エンターテインメント性の高いアーバンスポーツの体験型イベントの開催、魅力発信、事業の効果検証等を行う。

【提案事項】

・万博に向けた、新しいアーバンスポーツによるスポーツツーリズムの実証的な展開に係る業務の全体像を、提案者の強みを活かし、創意工夫をこらして具体的に提案すること。その際、全体像を把握できるよう、業務目的・内容に即して、ビジョンやコンセプト等を明確にわかりやすく示すこと。

（2）「アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪」（仮称）の開催

大阪で初となる大規模なアーバンスポーツの体験型イベントを、万博に向け、多くの人々が「みる（観戦）」「する（参加）」を通じて、アーバンスポーツの魅力を感じ、観光行動の対象として人をひきつけるスポーツツーリズムが形成されるよう、効果的なPRを行い、開催すること。

開催にあたっては、①内外の一流選手によるパフォーマンスショー（BMX、スケートボード、プレ

イキン等)と、②VR等テクノロジーを活用した体験コンテンツを核として、③ファミリー層を含む幅広い世代が楽しむことのできる体験コンテンツ(ダブルタッチ、スラックライン等)を組み合わせること(①、②、③について、それぞれ1種目以上含めること)、アーバンスポーツの魅力をリアルとバーチャルでも体感できるイベントとすること。

その際、VR等テクノロジーの活用や体験コンテンツの提案にあたっては、万博のテーマを踏まえ、体力の差や障がいの有無を超え、誰もが楽しめる要素(ユニバーサル性・インクルーシブ性)を含むアーバンスポーツの枠に捉われないコンテンツの提案も可とする。

なお、ショーや体験コンテンツの目安として、7種目程度提案すること。

また、エンターテインメント性が高く、遊び感覚のアクティビティであるアーバンスポーツの特徴を活かすことができるよう、例えば、音楽、ファッション、食等と関連したコンテンツ・ブース展開についても、組み込むこと。

(大阪府が予約予定のイベント会場)

・会場 インテックス大阪6号館B(9,679㎡)

<https://www.intex-osaka.com/jp/facilities/>

・時期 令和5年3月11日(土)・12日(日)

【提案事項】

「アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪」(仮称)の企画運営及び運営体制につき、大阪における初の大規模な体験型イベントとして、万博に向け、アーバンスポーツを大阪の魅力として発信できるよう、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるようにすること。

- ・イベント全体の概要(プログラム、配置図、タイムスケジュール等)
- ・アーバンスポーツを観て・体感できる各コンテンツのコンセプト、特徴、主なターゲット、内容
- ・内外の一流選手を招致する場合は、当該選手の概要と招致の実現可能性
- ・テクノロジーの活用によるコンテンツを組み込む場合は、企業との連携等実施可能性
- ・イベントのPR

魅力発信・来場者獲得に向け、SNSやメディア等を効果的に活用し府内外に広く広報する手法について提案すること。

アーバンスポーツの楽しさや躍動感が伝わり、インパクトのある広報物を制作すること。

その他、イベント当日までの広報について創意工夫のある提案をすること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・大阪府が施策PRとして使用するブースを2以上設置すること。大阪府が使用するブースの内容、設置数等詳細は別途調整事項とする。
- ・入場料及び体験コンテンツの体験料は原則徴取しないこととするが、事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保(有料コンテンツの設置、キッチンカーによる飲食販売、記念品の制作販売等)を行うなど、工夫を凝らした事業も積極的に検討すること。
- ・体験コンテンツを事前申込制とする場合は、参加者が申し込みやすいよう、募集方法及び適切な受

付管理に十分留意すること。

(3) プレイベントの開催

アーバンスポーツツーリズムの機運を醸成し、(2)の「アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪」の集客や大阪におけるアーバンスポーツの魅力発信につながるプレイベントを開催すること。

開催にあたっては、効果的なPRを行うとともに、通行人の目にも留まるような一流選手のエキシビションや体験イベントを盛り込むなど、発信力の高いイベントとすること。

(大阪府が予約予定のイベント会場)

・会場 大阪府内の商業施設における屋内イベントスペース(多目的アリーナ)

※アリーナ規模 約560㎡(約30m×約19m)

※アリーナに付帯しているステージ規模 約82㎡(約15m×約5.5m)

※イベントに対応可能な音響設備や照明設備あり、ステージに設置されている横型542インチ(12m×6.75m)のメインビジョン使用可能

・時期 令和5年1月中下旬の1日(土日祝日を想定)

【提案事項】

プレイベントの企画運営及び運営体制につき、「アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪」の集客や大阪におけるアーバンスポーツの魅力発信につながるよう、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるようにすること。

- ・イベント全体の概要(プログラム、配置図、タイムスケジュール等)
- ・アーバンスポーツを観て・体感できる各コンテンツのコンセプト、特徴、主なターゲット、内容
- ・内外の一流選手を招致する場合は、当該選手の概要と招致の実現可能性
- ・イベントのPR

魅力発信・来場者獲得に向け、SNSやメディア等を効果的に活用し府内外に広く広報する手法について提案すること。

アーバンスポーツの楽しさや躍動感が伝わり、インパクトのある広報物を制作すること。

その他、イベント当日までの広報について創意工夫のある提案をすること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・「アーバンスポーツ体感フェスティバル@大阪」と比較して、体験よりも魅力発信に重点を置いたコンテンツ内容とすること。
- ・入場料及び体験コンテンツの体験料は徴取しないこととする。

(4) DXを活用したデータ分析及び効果検証業務

スポーツ自体の魅力を高めるとともに、他分野において新たな価値を創出するため、技術力を有する企業等と連携して、テクノロジーやデータの利活用を推進すること“DX化”がスポーツの分野においても求められている。

そこで、(2)のイベントにおいて、参加者が、どのようなコンテンツを体験し、どれだけ満足したか、また、どのような観光行動をとったか、などを把握できるよう、DXを活用したデータ分析及び効果検証を行うこと。それにより、本格的なアーバンスポーツツーリズムの形成に向け、エビデンスとなるデータを蓄積し、内外の来訪者が楽しめる最適な体感コンテンツの造成や万博とあわせて回遊できる観光ルートの形成につなげることを目的とする。

具体的には、イベント参加者にアプリで体験コンテンツを予約してもらうことで、体験履歴のログデータを取得する、アンケート調査をアプリで行い、満足度等の効果測定を行う、アプリのGPS機能を用いて人流データを取得する等の手法を用いて、分析に必要なデータを取得し、当該データから事業の効果検証を行い、報告にまとめること。

その際、次年度以降も継続した取組みができるよう、有料での開催や民間企業との連携可能性等事業の自走化の観点についても、報告内容に盛り込むこと。

【提案事項】

- ・ノウハウや企業・大学とのネットワーク等提案者の強みを活かし、DXを活用したデータ分析及び効果検証の手法及び内容について、具体的に提案すること。
- ・特に、使用するアプリ等のツール、来場者の体験履歴・満足度や人流データ等取得するデータの項目、データ分析の手法や効果検証のまとめ方等について、具体的な内容を示すこと。
- ・イベント来場者から幅広いデータを取得できるように、体験コンテンツの予約に際してアプリを活用する、調査協力者へのプレゼント企画といったインセンティブを設けるなどの工夫について提案すること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・スマホアプリを活用できない方への配慮として、また、定性的なデータを多く収集するため、対面式のアンケート調査等も併用すること。

(5) 運営体制・全体スケジュール等作成業務

業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制について提案すること。

スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを示すこと。過去に、同種又は類似の事業実績を有する場合は、それらを具体的に示すこと。

【提案事項に対する留意事項】

- ・実施体制は、役割分担等を明示した「組織（人員）体制表（様式自由）」として提出可。
- ・実施に関し、想定している連携事業者・機関等があれば、提案すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・イベント参加者に対し、検温及び手指消毒を行うなど、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

- ・企画提案に際しては、公募時点におけるイベント実施に係る制限等新型コロナウイルス感染症対策の内容を踏まえて、提案を行うこと。
- ・なお、実際に、業務を実施する際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等社会情勢の変化を踏まえて行う必要があることから、大阪府と協議の上、実施内容を適宜見直すものとする（オンライン配信による代替措置の実施を含む）。

6 委託業務にかかる留意事項

- (1) 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- (2) 受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- (4) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- (5) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) 提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

7 委託業務の一般原則

- (1) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- (5) 本業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- (7) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

8 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受注者は、契約締結後、定期に本業務の実施状況を書面により受注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受注者に報告すること。
- (2) 受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (3) 発注者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

(4) 記録写真の撮影等

イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、大阪府に提出すること。なお、記録物は、大阪府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。

提供方法は、電子データにより納品することとし、イベント実施後すみやかに提出すること。

9 書類の保存

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後10年間保存するものとする。

10 委託業務完了後、発注者へ提出するもの

受注者は、業務終了後、完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

11 その他

- (1) 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、業務開始時まで業務計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (7) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。